

独立行政法人国立女性教育会館の中期目標・中期計画の変更（案）について

変更の内容

- ①女性教育に留まらない幅広い男女共同参画の推進に関する業務を明確に位置づけ、政策実施機能強化のための関係府省との連携について記載
- ②業務運営の改善及び効率化の内容にPFIの導入について追記
- ③施設・整備に関する計画の予算額及び予定額の変更

変更の理由

- ①「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)における指摘を受け、関係府省と検討して得た結論である、男女共同参画の推進に関する業務及び政策実施機能強化のための関係府省との連携について明記するため。
- ②平成25年度から利用者の増加とサービスの向上等を目的として宿泊施設等の運営にPFIの導入を検討し、平成27年4月からの実施が確定し、これを明確に位置付けるため。
- ③閣議決定された平成26年度補正予算において、老朽化が著しい排水処理施設の改修工事のための施設整備費補助金が措置されたため、所要の変更を行う。

独立行政法人国立女性教育会館 中期目標案 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

中 期 目 標 (変 更 後)	中 期 目 標 (変 更 前)
<p>【前文】 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館(以下「会館」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>男女共同参画社会の実現は、男女ともに生きやすい活力ある社会を造ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題とされている。これまで、男女共同参画社会基本法の制定やこれに基づく男女共同参画基本計画等による施策の実現により、我が国における男女共同参画社会の形成は着実に進展してきているが、まだ道半ばの状況にあり、今後も課題解決のための不断の取組が必要である。</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進する必要がある、このために教育・学習の果たす役割は極めて重要である。</p> <p>男女がともに個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、女性を始めとする多様な人材の活用、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画の推進が求められている。こうした状況に対応するためには、女性のエンパワメントが不可欠であり、女性の生涯にわたる学習機会の充実や社会参画の促進を図る必要がある。</p> <p>また、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進が求められている。</p> <p>独立行政法人国立女性教育会館の役割は、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成に資するものである。第三期中期目標期間においてその役割を果たすため、全国の各地域において、男女共同参画及び女性教育を推進する基幹的指導者等によるネットワーク組織が構築され、新しい公共</p>	<p>【前文】 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館(以下「会館」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>男女共同参画社会の実現は、男女ともに生きやすい活力ある社会を造ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題とされている。これまで、男女共同参画社会基本法の制定やこれに基づく男女共同参画基本計画等による施策の実現により、我が国における男女共同参画社会の形成は着実に進展してきているが、まだ道半ばの状況にあり、今後も課題解決のための不断の取組が必要である。</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進する必要がある、このために教育・学習の果たす役割は極めて重要である。</p> <p>男女がともに個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、女性を始めとする多様な人材の活用、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、地域における身近な男女共同参画の推進が求められている。こうした状況に対応するためには、女性のエンパワメントが不可欠であり、女性の生涯にわたる学習機会の充実や社会参画の促進を図る必要がある。</p> <p>また、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進が求められている。</p> <p>独立行政法人国立女性教育会館の役割は、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成に資するものである。第三期中期目標期間においてその役割を果たすため、全国の各地域において、男女共同参画及び女性教育を推進する基幹的指導者等によるネットワーク組織が構築され、新しい公共</p>

を担う人材育成を含めた研修や交流活動が実施されることを目指し、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、機能の更なる充実・深化を促進する。

今後は、社会における男女共同参画の状況を踏まえ、関係府省との連携を一層強化することとし、更に、従来の成人女性・女性教育団体に加え、教育の対象者・対象機関を広げて男女共同参画を推進する取組を活性化させる。

以上のことを踏まえ、第三期中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間 (略)

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上

男女共同参画及び女性教育を推進する人材育成の拠点として、地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学、企業等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い研修等を実施する。

研修の実施に当たっては、基幹的指導者の資質・能力の向上のために必要な事項等について調査研究を行い、その成果を研修の内容等に反映させる。

さらに、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し事業に反映させる。

なお、大学等の教職員に対する研修については、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう留意する。

2・3 (略)

4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等や関係府省との連携協力の推進

女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等と連携・協働するとともに、各関係府省との連絡会を開催するなど連携を強化することにより、効果的な事業を実施する。

また、調査研究の成果やこれまでに蓄積された専門的な情報等を各機

を担う人材育成を含めた研修や交流活動が実施されることを目指し、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、機能の更なる充実・深化を促進する。

以上のことを踏まえ、第三期中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間 (略)

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上

男女共同参画及び女性教育を推進する人材育成の拠点として、地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い研修等を実施する。

研修の実施に当たっては、基幹的指導者の資質・能力の向上のために必要な事項等について調査研究を行い、その成果を研修の内容等に反映させる。

さらに、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し事業に反映させる。

なお、大学等の教職員に対する研修については、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう留意する。

2・3 (略)

4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進

女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等と連携・協働し、より効果的な事業を実施する。

また、調査研究の成果やこれまでに蓄積された専門的な情報等を各機関・団体等に提供するとともに、情報交換し交流する場を提供すること

<p>関・団体等に提供するとともに、情報交換し交流する場を提供することにより、女性関連施設等のネットワークの中核として、地域における男女共同参画の推進を支援する。交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進</p> <p>利用者に対し、男女共同参画及び女性教育に関する理解を促進するため、利用者のニーズに応じた情報提供を行うとともに、学習教材を開発し、インターネット等を通じて全国に普及する。</p> <p>また、大学、企業等との連携強化を進め、これらの関係者の利用を促進する。</p> <p><u>さらに、広く国民に対しても、男女共同参画及び女性教育に関する情報を分かりやすく提供する。</u></p> <p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 適正な法人運営体制の充実</p> <p>理事長のリーダーシップのもと、国民に対してより質の高いサービスを提供するため、ガバナンスの保持及び内部統制の充実など適正な法人運営体制の充実を図る。</p> <p><u>また、外部の有識者及び関係府省からなる「国立女性教育会館運営委員会」における意見や議論を参考に、事業運営を行う。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>IV 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>V その他業務運営に関する事項 (略)</p>	<p>により、女性関連施設等のネットワークの中核として、地域における男女共同参画の推進を支援する。交流機会の提供については、大学、企業等からの参加を促進する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進</p> <p>利用者に対し、男女共同参画及び女性教育に関する理解を促進するため、利用者のニーズに応じた情報提供を行うとともに、学習教材を開発し、インターネット等を通じて全国に普及する。</p> <p>また、大学、企業等との連携強化を進め、これらの関係者の利用を促進する。</p> <p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 適正な法人運営体制の充実</p> <p>理事長のリーダーシップのもと、国民に対してより質の高いサービスを提供するため、ガバナンスの保持及び内部統制の充実など適正な法人運営体制の充実を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>IV 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>V その他業務運営に関する事項 (略)</p>
--	--

※中期目標案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

独立行政法人国立女性教育会館 中期計画案 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

中 期 計 画 (変 更 後)	中 期 計 画 (変 更 前)
<p>【前文】 (略)</p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上</p> <p>(1) 基幹的指導者に対する研修等の実施</p> <p>①地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学、<u>企業</u>等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い参加型の実践的な研修を実施する。なお、実施に当たっては研修の対象者や課題等を厳選する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等<u>や関係府省</u>との連携協力の推進</p> <p>(1) 国内の関係機関・団体等との協働事業の実施</p> <p>女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関連する国内の関係機関、団体等との協力体制を<u>充実させる。特に、教育の対象者・対象機関を成人女性・女性教育団体から男性、若年層、教育界、経済界等</u>に広げることを含め、中期目標期間中に累計35機関以上と協働で研修事業等に取り組み、連携による、より効果的な事業を実施する。</p> <p><u>(2) 関係府省との連携強化</u></p> <p><u>内閣府、厚生労働省、経済産業省等の各関係府省との連絡会を開催し、各関係府省で実施した取組や実施予定の取組等の情報を共有し、具体的な連携を充実させる。</u></p> <p><u>各種事業を実施する際には、関係府省から企画について助言を得る、</u></p>	<p>【前文】 (略)</p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 基幹的な男女共同参画及び女性教育指導者等の資質・能力の向上</p> <p>(1) 基幹的指導者に対する研修等の実施</p> <p>①地方公共団体、女性関連施設、女性団体、大学等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者を対象に、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い参加型の実践的な研修を実施する。なお、実施に当たっては研修の対象者や課題等を厳選する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進</p> <p>(1) 国内の関係機関・団体等との協働事業の実施</p> <p>女性関連施設、女性団体、民間団体、企業等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関連する国内の関係機関、団体等との協力体制を<u>充実させ</u>、中期目標期間中に累計35機関以上と協働で研修事業等に取り組み、連携による、より効果的な事業を実施する。</p>

施策説明等により参画いただく等内容面での充実を図るとともに、後援を得る、各府省のルートでの周知を図る等広報面での協力を得る。

(3) (略)

5 (略)

6 会館利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

(1)・(2) (略)

(3) 国民への情報発信

広く国民に対し、男女共同参画及び女性教育に関する情報をより分かりやすく提供するため、会館ホームページに掲載する情報の整理、見直しを行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 適切な法人運営体制の充実

(1) ガバナンス・内部統制の充実

①～③ (略)

④外部の有識者及び関係府省からなる「国立女性教育会館運営委員会」において、毎年度の事業計画や事業実施状況など会館の事業運営に関する基本的な事項等について協議を行い、「国立女性教育会館運営委員会」から理事長への助言を受け、事業運営を行う。

運営委員会の委員については、幅広い視野から協議・助言を実施するため、委員候補について関係府省に推薦を求める。

2 (略)

3 業務運営の改善及び効率化

(1) 業務運営の改善

効果的・効率的な業務運営を行う観点から、事務・事業の見直し、検証を定期的に運営会議で行い、業務運営に反映させる。

また、積極的に事務事業の外部委託を進めるとともに、必要に応じて組織の再編整理等を行う。

さらに、利用者の増加とサービスの向上等を目的として、平成27年度から宿泊・研究施設等の管理運営についてPFIを導入する。

(2) (略)

4 (略)

(2) (略)

5 (略)

6 会館利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

(1)・(2) (略)

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 適切な法人運営体制の充実

(1) ガバナンス・内部統制の充実

①～③ (略)

2 (略)

3 業務運営の改善及び効率化

(1) 業務運営の改善

効果的・効率的な業務運営を行う観点から、事務・事業の見直し、検証を定期的に運営会議で行い、業務運営に反映させる。

また、積極的に事務事業の外部委託を進めるとともに、必要に応じて組織の再編整理等を行う。

(2) (略)

4 (略)

III 予算・収支計画及び資金計画 (略)

IV 財務内容の改善に関する事項 (略)

V 短期借入金の限度額 (略)

VI 重要な財産の処分等に関する計画 (略)

VII 剰余金の使途 (略)

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (略)

別紙1 平成23年度～平成27年度中期計画予算

(単位)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	2,710
施設整備費補助金	<u>144</u>
入場料等収入	614
受託収入	25
計	<u>3,493</u>
支出	
業務経費	1,833
うち研修関係経費	1,338
うち調査・研究関係経費	128
うち情報関係経費	367
施設整備費	<u>144</u>
受託経費	25
一般管理費	1,491
計	<u>3,493</u>

III 予算・収支計画及び資金計画 (略)

IV 財務内容の改善に関する事項 (略)

V 短期借入金の限度額 (略)

VI 重要な財産の処分等に関する計画 (略)

VII 剰余金の使途 (略)

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (略)

別紙1 平成23年度～平成27年度中期計画予算

(単位)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	2,710
施設整備費補助金	<u>80</u>
入場料等収入	614
受託収入	25
計	<u>3,429</u>
支出	
業務経費	1,833
うち研修関係経費	1,338
うち調査・研究関係経費	128
うち情報関係経費	367
施設整備費	<u>80</u>
受託経費	25
一般管理費	1,491
計	<u>3,429</u>

[人件費の見積もり]
(略)
[運営費交付金の算定ルール]
(略)

別紙 2～3 (略)

別紙 4 平成 23 年度～平成 27 年度施設・整備に関する計画

施設・整備の内容	予定額 (百万円)	財源
機能性向上改修 排水処理施設の改修	<u>144</u>	施設整備費補助金
計	<u>144</u>	

[注記]
(略)

[人件費の見積もり]
(略)
[運営費交付金の算定ルール]
(略)

別紙 2～3 (略)

別紙 4 平成 23 年度～平成 27 年度施設・整備に関する計画

施設・整備の内容	予定額 (百万円)	財源
機能性向上改修 排水処理施設の改修	<u>80</u>	施設整備費補助金
計	<u>80</u>	

[注記]
(略)

※中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。